

# 令和2年度「美の滋賀」プロジェクト推進事業

## (活動推進事業) 募集要項

### I 補助事業の内容

#### 1. 事業の趣旨

滋賀県には、琵琶湖や里山に見られる自然や環境の美や、大地からの湧き水をたたえるカバタ、伝統工芸に見られる生活の美意識、地域の暮らしに根付き、大切に守られてきた神と仏の美といった、暮らしに根付いた日常の美があるだけでなく、滋賀の福祉の歴史から生まれ育まれ、世界的な注目を集めているアール・ブリュットや近代・現代美術など、多様な美の資源が存在している。

これら多様な美の資源を活用した地域での取組のうち、「美の滋賀」プロジェクト期間(10月～2月)に実施されるものを補助することで、県民が滋賀の美の魅力を知り、楽しむ機会を創出するとともに、取組を通じたつながりの中で美が生み出され、育まれ、守られることにより、県民の誇りとして社会や日常の暮らしに美が満ち溢れている、そのような地域の姿(「美の滋賀」)をつくることで、豊かさを実感できる滋賀の実現を目指す。

(参考：平成24年2月発行の「美の滋賀」発信懇話会の提言)

〈令和元年度からの変更点〉

- ・ 交付対象となる事業を2種類に区分

複数のイベントを複数の地域にわたり開催するものなど大規模事業を対象とするフェスティバル型とその他の地域の活性化につながる事業を対象とするコミュニティ型の二つの枠に分けて募集する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対策

事業実施にあたっては新型コロナウイルス感染症の防止対策を徹底したうえで行うものとする。

- ・ 補助金交付回数の制限

各事業の自律的な継続・発展を促し、新たな取組に支援対象を広げるため、補助金を継続して申請できる回数を今年度以降、3回までとする。

#### 2. 事業期間

交付決定の日から令和3年2月28日まで

#### 3. 補助の対象となる者

補助の対象となる者は、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合、自治会、任意団体、企業(以下「団体等」という)および市町とし、団体等については、次の要件を全て満たすこととします。

- ① 滋賀県内に所在地または活動の拠点をもつこと
- ② 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
- ③ 自ら経理し、監査することができる会計経理体制が明確にされていること
- ④ 文化施設の経営を目的とする団体、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等は対象としない

⑤滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること

#### 4. 補助の対象となる事業

(1) 原則として以下の要件をすべて満たすこととします。

①地域にある滋賀特有の美の資源を活用した事業であること

(取組例)

- (ア) 滋賀の美をこれまでの概念やジャンルにとらわれることなく、新たな共通性や関係性を持って発信する取組。
- (イ) 人々や地域が親しみ、支え合ってきた美の資源で人をつなぎ、美の資源を守ることを通して、地域そのものを次世代へとつなげる取組。
- (ウ) 地域で守ってきた美の魅力を外の人に公開し、見てもらいながら守っていく取組。
- (エ) 施設に陳列した美を見せるだけでなく、創造活動の現場や暮らしの場とつながり、現場と交流しながら魅力を発信する取組。
- (オ) 滋賀の美の敷居を低くすることで誰もが気軽に参加できるようにする取組。
- (カ) 県民自身に発見し、理解してもらいながら、自分たちの声で滋賀の美の魅力を伝えていく取組。
- (キ) 美を通じた人と地域、社会の活動により、県民生活の満足度を高めるとともに、経済の振興、地域の活性化につなげる取組。

②滋賀県内で行われる事業であること

③広く一般に開かれた事業であること

④実施する事業の効果が県域全体または広域に及ぶ事業であること

⑤補助対象経費が 200 千円以上の事業であること

⑥事業の目的を達成するための中核となる事業が令和 2 年 10 月から令和 3 年 2 月の間に実施される事業であること。

⑦複数の地域にまたがる大規模な事業であるフェスティバル型、地域に密着した事業であるコミュニティ型のうち、いずれかに当てはまる事業であること

(ア)フェスティバル型

地域にある美の資源の魅力を引き出し、開催地域内外の賑わいを創出するとともに、取組を通じて「美の滋賀」の魅力を県内外に発信する事業で、複数のイベントを複数の地域にわたり開催するなど、概ね 1,000 人以上の入場者・来場者が見込めるフェスティバル性のあるもの。

(イ) コミュニティ型

地域にある美の資源を活用して、人々の交流や街づくりなどコミュニティの活性化につながるもの。

⑧新型コロナウイルス感染症への対策を十分行ったうえで実施される事業であること

(2) 補助の対象とならない事業

以下の事業については、補助対象となりません。

①滋賀県外で行われるもの

②専ら営利を目的とするもの

③慈善事業等への寄付行為を主目的としたもの

④特定の団体・企業の宣伝を目的とするもの

⑤政治的、宗教的な宣伝意図を持つもの

## 5. 応募できる事業の件数・規模

- (1) 応募できる事業数は、1 団体につき原則 1 件とし、年度内を通じて行う一連の事業を交付対象事業とします。
- (2) 補助金の要望額は、補助の対象となる経費のうち、フェスティバル型は 200 千円以上 1,500 千円以下、コミュニティ型は 200 千円以上 750 千円以下とします。
- (3) 補助金の額は、滋賀県の本補助事業予算の範囲内で決定されるとともに、審査の結果が補助金の額に反映されるため、要望額全てを満たすとは限りません。

## 6. 補助対象経費

### (1) 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、補助対象事業および当該準備に要する経費のうち、次に掲げる経費とします。金額等により積算根拠を明確にした上で計上してください。

| 区 分               | 細 目  | 内 訳  |
|-------------------|------|--|
| 出演・<br>音楽・<br>文芸費 | 出演費  | 指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等   |
|                   | 音楽費  | 作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、副指揮料、コレパティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等                     |
|                   | 文芸費  | 演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作料、企画制作料等 |
| 舞台・<br>会場・<br>設営費 | 舞台費  | 大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等                          |
|                   | 作品借料 | 作品借料、作品保険料等  |
|                   | 上映費  | 上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等  |
|                   | 会場費  | 会場使用料（付帯設備費を含む）、会場設営費、会場撤去費等   |
|                   | 運搬費  | 道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等   |
| 賃金・<br>旅費・<br>報償費 | 賃金   | 事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等<br>※臨時に雇用する場合に限る。                                       |
|                   | 旅費   | 国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等  |
|                   | 報償費  | 講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金、託児謝金等   |
| 雑役務費<br>消耗品費<br>等 | 雑役務費 | 広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、借料および損料、傷害保険料、請負費等  |
|                   | 印刷費  | 印刷製本費  |
|                   | 消耗品費 | 消耗品費   |
|                   | 通信費  | 通信費、郵送料  |
|                   | 会議費  | 会議費  |
| 委託金               | 委託金  | 委託費（事業全体経費の 2 分の 1 以下）   |

### (2) 補助の対象とならない経費

職員給与（充当含む）、事務所維持費（光熱水費、電話代等を含む）、事務機器・事務用品等の購入・借用費、航空・列車等の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）、タクシー代、印

紙代、作品購入費、楽器・楽譜購入費、振込手数料、交際費・接待費、手土産代、レセプションパーティーにかかる経費、打ち上げ費、飲食にかかる経費（食材費も含む。ただし、会議等の際提供のお茶代等は可）、記念品代、賞品・賞金代、施設整備費、備品購入費 等  
※これらの経費は外部委託した場合についても計上できません。

## 7. 他の助成プログラムへの応募について

「令和2年度「美の滋賀」プロジェクト推進事業（連携発信事業）委託」に応募することも可能です。ただし、「連携発信事業」に採択された場合は、「活動推進事業」として補助を受けることはできません。

## 8. 採択見込数

予算の状況、要望額、応募件数にもよりますが、おおむね6件程度を採択予定とします。

## II 応募内容の審査

### 1. 審査の仕組み

提出された応募申請書に基づき、専門評価員による事業選考会に諮り、対象事業を決定します。審査にあたっては、企画内容について、本事業の趣旨、要件に沿った内容であるか等、次に掲げる審査の視点により点数化して総合的に評価します。

#### ◆審査の視点◆

1. 本事業の趣旨に沿い、「美の滋賀」づくりに貢献できる内容か。
2. 「美の滋賀」づくりを県内外に広く発信する取組か。
3. 多くの県民が参画できる取組か。
4. 多様な主体と連携した取組か。
5. 提案された事業に新規性、創意性があるか。
6. 活動が将来にわたり継続される見込みがあるか。（体制、資金調達の観点から）
7. 取組を適切かつ確実に実施できる人員体制や役割分担か。
8. 計画に対して妥当な経費が計上されているか。

### 2. 審査後の手続き

#### (1) 審査結果の通知

応募のあった事業の審査結果については、採択・不採択に関わらず文書により通知します。電話による問合せには応じられません。

#### (2) 補助金交付申請書の提出

- ①審査の結果、採択となった団体は、これを受諾した場合、補助金交付申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課美の滋賀企画室へ提出する必要があります。
- ②補助金交付申請書の様式や必要な関係書類については、採択となった団体へ改めて通知します。

③滋賀県は、補助金交付申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合について交付決定を行います。

#### (3) 補助金の額の確定（精算）

①採択された団体は、事業終了後速やかに補助金実績報告書等を提出いただき、補助金交付申請書に記載されている事業計画どおりに実施されているか等について審査します。

②補助金実績報告書の様式や必要な関係書類については、採択となった団体へ改めて通知します。

③精算時において、補助対象経費から寄附金その他参加料等の収入額を控除した額が補助金交付申請書に記載の額より少額になった場合は、補助金の額が減額となります。

#### (4) 補助金の交付

原則として、補助金の交付（支払）は、実績報告書を審査のうえ、補助金の額の確定後に行います。また、事業遂行のために必要と認められる場合は、補助金額の10分の5以内で概算払ができるものとします。

#### (5) 補助事業の変更・中止

事業計画書は、採択後に変更が生じることがないように、十分検討の上、作成してください。

万一、やむを得ない事情等により計画に変更が生じる場合や、事業の実施が困難になった場合は速やかに滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課美の滋賀企画室へ御連絡ください。

### 3. その他

#### (1) 成果物

事業の成果について、滋賀県が開催する成果発表会で報告するとともに、別途事業で作成した活動報告書・記録集等を指定する期限までに滋賀県へ提出することとします。

#### (2) 「事業推進員」の設置

事業を中心となって推進する「事業推進員」を1人以上設置するとともに、滋賀県が開催する連携推進会議や成果発表会に出席していただきます。

#### (3) 「美の滋賀」プロジェクト推進事業（連携発信事業）」受託者との連携

本事業の実施にあたっては、「美の滋賀」プロジェクト推進事業（連携発信事業）」受託者の助言や視察を受ける等、連携して取り組んでいただきます。また、受託者が行う連携広報活動や成果発表会、イベントに協力していただくとともに、広報に必要な写真・映像・資料等の提供に協力していただきます。

#### (4) 文化プログラムへの参画について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以降、東京2020大会）は、スポーツの祭典のみならず文化の祭典でもあります。

滋賀県では、「滋賀県文化プログラム取組方針」を策定し、本県の文化の魅力を広く国内外に発信し、文化を通じた交流を促進するとともに、地域の活性化や次世代の文化の担い手育成に取り組んでいます。

つきまして、補助事業に申請される団体等には、文化プログラムに関する認証プログラムの申請をしていただきます。

各認証プログラムの詳細は、採択通知時に御案内いたします。

(5) 関係書類の保管

補助を受けた事業については、当該事業に関する帳簿および関係書類、銀行振込明細等の証拠書類等を事業終了後 5 年間保管する必要があります。

(6) その他

- ①助成対象となった事業については、団体名・事業の概要を滋賀県文化芸術振興課のホームページに掲載します。
- ②事業の実施においては、滋賀県文化芸術振興課職員および滋賀県文化審議会委員等による事業視察を行う場合がありますので、御了承願います。
- ③滋賀県補助金等交付規則またはこの要領に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は別に定めます。

### Ⅲ 応募申請書の提出

#### 1. 提出書類

下記書類を 9 部（正本 1 部、複写 8 部）作成し、提出してください。下記①～③については電子データも提出してください。

- ①応募申請書（様式 1）
- ②事業計画書（別紙 1）  
事業の趣旨を踏まえ、地域にある美の資源を活用した事業の計画書を作成、提出してください。
- ③積算詳細（別紙 2）  
事業に必要となる費用について、必要経費（税込み）を記載してください。  
また、参加料等の収入が発生する場合は記載してください。
- ④団体運営に関する書類（定款または規約および役員名簿）ただし、市町は提出不要です。  
役員名簿には氏名、氏名読み仮名、生年月日、性別を必ず記載してください。
- ⑤誓約書（別紙 3）

#### 2. 応募申請書の提出期限および提出方法等

(1) 応募書類の提出期限

令和 2 年 8 月 4 日（火）17:00（必着）

※期限日以降に届いた応募書類は、開封せず返却します。

(2) 提出方法

下記（3）に示す場所への持参または簡易書留郵便による郵送にて提出してください。

※電子メール、FAX による受付は行っておりません。

※郵便物は、「令和 2 年度「美の滋賀」プロジェクト推進事業（補助事業）応募申請書在中」と朱書きの上、提出してください。

(3) 書類の提出先、事業に関する問合せ先

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課美の滋賀企画室  
TEL : 077-528-3346  
FAX : 077-528-4833  
E-mail : [sc0003@pref.shiga.lg.jp](mailto:sc0003@pref.shiga.lg.jp)

① 質問受付期限

令和2年7月30日(木) 17:00

② 質問方法

上記問い合わせ先まで電子メールを送付してください。なお、メール本文中に下記項目を明記するとともに、送信後には受信確認のため必ず電話で連絡してください。

(メール本文に記載する項目)

- ・団体等名
- ・担当者名
- ・回答を受信するメールアドレス
- ・電話番号
- ・質問事項(簡潔・具体的に記載)

③ 電子メールでの質問に対する回答

滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課ホームページに随時掲載します。